

住宅火災にご用心

令和4年に福岡市内では、266件の火災が発生し、このうち約1/3が市営住宅を含む共同住宅の火災です。主な火災原因としては、「**こんろ**」、「**たばこ**」、「**放火**」があります。ちょっとした心がけで、未然に防ぐことができます。



こんろ ポイント

- こんろ使用中は、その場を離れない。
- 燃えやすいものを近くに置かない。
- 過熱防止装置付きこんろを使用する。



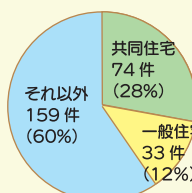
たばこ ポイント

- たばこは、水につけて確実に消火する。
- 寝たばこは絶対しない。
- 灰皿の中には、吸い殻を溜め込まない。



放火 ポイント

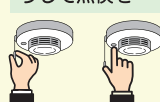
- ごみ出し日を守り、ごみ置き場に長時間ごみを置かない。
- バイクのカバーは防災製品を使用する。



令和4年中 火災発生状況（266件）

【住宅用火災警報器は点検・交換を】

年月が経過すると、電子部品の劣化や電池切れが起こります。定期的に点検し、機器本体は10年を目安に交換しましょう。



これから寒くなり、ストーブなどの暖房器具が欠かせない季節となります。冬は、空気の乾燥がしやすく、暖房器具を使用するご家庭が増え、火災が発生しやすい環境となりますので、火災予防に御協力をお願い致します。



いのちを守る4つの習慣

- す** ストーブ周り ものを置かない
- ね** 寝たばこ しない させない
- こん** こんろのそばを離れない
- こん** コンセント清掃 プラグ抜く

住宅防火の対策

- ①住宅用火災警報器
- ②防災品
- ③過熱防止装置付こんろ
- ④コンセントキャップ・プラグカバー

問い合わせ先 福岡市消防局 予防課 ☎ **092-725-6611** FAX **092-791-2699**

入居者アンケートへご協力ください！

皆さまのお声を聞き、更なる公社サービスの向上に繋げていきたいと考えておりますので、アンケートへのご協力をお願いします。スマートフォンで二次元コードを読み取り、回答してください。

【アンケート実施期間：令和5年12月25日（月）まで】

問い合わせ先 経営企画担当 ☎ **092-271-2571**



ホームページのご紹介♪

各課の連絡先、市営入居者ガイド、各種様式の掲載もしております。またQ&Aも充実しておりますので、是非ご覧ください。

福岡市住宅供給公社ホームページ

<http://www.nicety.or.jp/>



市営住宅センターだより

発行日／令和5年12月15日

発行／市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 ☎ 092-271-0901（業務課調査係）FAX:092-291-7540（業務課）<http://www.nicety.or.jp/>

■令和6年度「収入認定通知書」発送のお知らせ

1月下旬発送予定

令和6年4月からの1年間の家賃を決定した「収入認定通知書」を発送します。

※収入基準を超えた世帯には『収入超過者認定通知書』または『高額所得者認定通知書』を発送します。

■「収入申告書」未提出の方へ

収入認定通知書の発送ができません。

市営住宅の家賃は、「収入申告書」の提出がないと、収入の認定ができないため、令和6年4月から最高額家賃となります。すみやかに提出してください。

※「収入申告書」の提出は福岡市営住宅条例にて義務付けられています。



■減免申請をされている方へ

収入認定通知書に記載されている家賃は、令和6年1月に申請された家賃減免の内容は反映されていないものがあります。家賃減免の決定通知書は後日、福岡市より発送します。

問い合わせ先 業務課調査係 ☎ **092-271-0901** FAX **092-291-7540**
住宅運営課 ☎ **092-283-1313** FAX **092-271-2556**

■世帯の人数が変わったら

届出・申請について

区役所で行う手続きとは別に、市営住宅センターでの手続きも必要です。

手続きの詳細については各担当にお問い合わせください。

- （1）名義人が転出・死亡した場合・・・業務課業務係 または 住宅運営課
- （2）世帯員が増加、減少した場合・・・業務課調査係 または 住宅運営課

※手続きがされないと、高い家賃となる場合や、住宅の明渡しを求める場合があります。該当する世帯は、すみやかにお手続きを行ってください。



問い合わせ先 業務課業務係 ☎ **092-271-2562** FAX **092-291-7540**
業務課調査係 ☎ **092-271-0901** FAX **092-291-7540**
住宅運営課 ☎ **092-283-1313** FAX **092-271-2556**

■車両変更の届出について

市営住宅の駐車場は、ご登録をいただいている車両以外の駐車はできません。
登録車両を変更する場合は、車両の長さや幅・重量等が基準を満たしているかを確認するため、指定管理者への届け出が必要になりますので、下記の窓口までご連絡をお願いします。

問い合わせ先

【博多区・東区・早良区・西区】募集課 駐車場・営業係

☎ **092-271-3538** FAX **092-272-5030**

【中央区・南区・城南区】施設管理事務所

☎ **092-262-1090** FAX **092-262-1096**



■共益費は必ず管理組合等へ納めましょう！

「共益費」とは…

- 敷地内の外灯、廊下灯、エレベーターなどの電気料金
- 共同施設の電気・ガス・水道などの費用
- 共同施設などの軽微な修繕費用 など

共同生活に必要な共益費は、市条例に基づき入居者の皆様の負担となっており、管理組合等が徴収し、上記の支払いに使われています。

- 共益費が不足すると、皆様の共同生活に支障がでますので、必ずお支払いをお願いいたします。
- 入居者の皆様で協力し助け合いながら生活しましょう！



問い合わせ先

業務課管理支援係 ☎ **092-271-3560** FAX **092-291-7540**

■シニアのための智恵袋を発行しています！

「シニアのための智恵袋」は、定年退職後の生きがいづくりや健康、年金、税金等に関する疑問にお答えし、シニア世代の皆様の生活に必要な情報をわかりやすく総合的にまとめたパンフレットです。各区版を発行しています。



【配布場所】 各区の保健福祉センター 福祉・介護保険課 情報プラザ(福岡市役所1階) など

【WEB】 市ホームページにも掲載しています。

シニアのための**智恵袋**



福岡市からのお知らせ 声の訪問・緊急通報システムをご存じですか？

■声の訪問について

1 概要・対象者

福岡市では、ひとり暮らしの65歳以上で定期的に安否の確認を行う必要がある人に、電話により毎日1回の安否確認を行い、さまざまな相談に応じています。

2 利用について

月曜日～土曜日の決められた時間にお電話し、さまざまな相談に応じます。
 ※日曜・祝日・年末年始を除く

3 費用

無料



■福岡市緊急通報システムについて

自宅での急な発作や事故など、緊急時に、身につけたペンダントを押すなどして、自動的に通報し助けを求めることができます。

申し込みが出来る人

- 65歳以上
- 福岡市の介護保険被保険者
- 健康状態・身体状況に不安があり、緊急時における連絡手段の確保が困難な「ひとり暮らし」か、それに準じる人

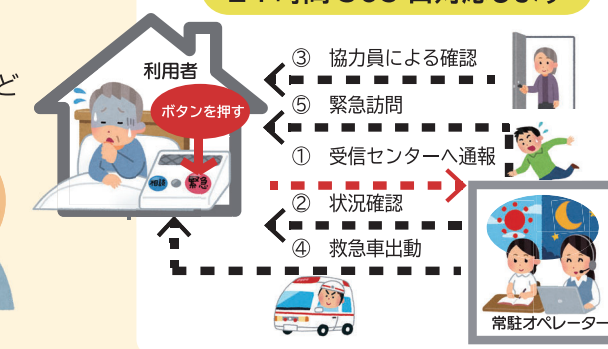
※申し込みに際し、原則として2名の緊急通報協力員の確保が必要です。
 (難しい場合にはご相談下さい)

緊急通報はこんな時に役にたちます

胸が苦しい・^{どうき}動悸がする
 転倒してけがをした・
 熱が出てフラフラする など



24時間365日対応します



緊急通報機器

固定電話回線をお持ちの方

※一部使用できない回線があります

《 固定電話型 》

緊急通報機器本体と、ペンダントがセットです。本体の「緊急」ボタンか、ペンダントを押せば、自動で通報します。



固定電話回線をお持ちでない方

《 携帯電話型 》

※自宅内のみ使用できます。
 ※発信先は受信センターだけです。
 ※緊急通報機器です。電話機としてはお使いいただけません。

ストラップを引き上げると自動で通報します



問い合わせ先

(声の訪問及び緊急通報システム) 各区の保健福祉センター福祉・介護保険課へ

区	☎	F A X	区	☎	F A X
東区福祉・介護保険課	092-645-1071	092-631-2191	城南区福祉・介護保険課	092-833-4170	092-822-2133
博多区福祉・介護保険課	092-419-1078	092-441-1455	早良区福祉・介護保険課	092-833-4352	092-831-5723
中央区福祉・介護保険課	092-718-1145	092-771-4955	西区福祉・介護保険課	092-895-7063	092-881-5874
南区福祉・介護保険課	092-559-5127	092-512-8811			